

大分県における部落会・町内会・隣保班の整備過程

加 藤 泰 信

- 一 はじめに
- 二 部落割拠体制の打破から部落重視へ
- 三 選挙粛正運動と部落会
- 四 隣保班の組織化
- 五 おわりに

一 はじめに

昭和十五年七月第二次近衛内閣が成立し、「新体制」運動が始まった。九月十一日、内務省訓令第一七号「部落会町内会等整備要領」が発令された。これは、日中戦争の拡大と長期戦化にともなうて、政府が国策を広く国民に透徹し、国政の円滑な運用に資するため、隣保協同の精神を利用して、国民生活の地域的統制単位としての部落会・町内会・隣保班の組織と整備を命じたものであった。

十月十二日、大政翼賛会が発会した。旬日後、『豊州新報』は「知事を囲む座談会―新体制を中心に」を企図し、九回にわたって紙上に連載した。その中でこまごま續續弥三知事は、市町村末端組織の整備についてつぎのように語った。⁽¹⁾

内務省は常会を組織して、それが今度の新体制の一番末端の組織になる。それから盛り上がって来る形にしなければいかんといふことで、各方面に常会を組織しろと指令して来て居る。我々のところは幸ひにして全部出来て居る。内務省の指令通り行って居る。内務省が本県の実情を例にとって居るのですから、(中略)内務省の地方に対する自治の監督が今まで極めて消極的であり、地方の仕事を押へて行かうという気持が多い。むしろ、地方に対する内務省の働きかけが数年以上おくて居る。結局は部落常会なんかに法人格を認めるやうにして、実行組合なんかもその中の産業部門として一つの存在を認める、といふことにするのが一番いいのぢやないかといふ意見を私は有って居るのですが、さういふことに行けば、下から整へて地方自治体の本当に健全な発達が出来て行く、下からだんだん盛りあがって行けば、理想的な新体制の機構が出来て行くのぢやないか。(中略)去年も今年も、私は本県の隣保班の問題を陛下に奏上したのですが、このあひだ実は東京に行った時分に、或る新聞記者が来て、全国の隣保班の話を書いて来たが、大分県が一番いいという話を聞いて来ましたよ、と言はれましたが恐らく本県は非常に早く手をつけて居る。それも他県では一村一村、部分的にはいい所がありますが、本県みたやうに全県下に行きわたって、相当成績を挙げて居るところは全国にすくない。常会が県まで来ているところは本県だけです。協力会議が本県ではすでに出来て居るのです。

知事をして、「内務省が本県の実情を例にとって居る」と言わしめた各種常会の整備や隣保班の組織化は、全県下にわたって早くから進められており、「時局」に対して相当な成果をあげていた。本稿では、「先進的」であつたといわれる県下の部落会・町内会・隣保班の組織・整備過程を中心に扱つてみたいと思う。

なお、本稿における部落とは地縁的な生活共同体としての集落のことである。

二 部落割拠体制の打破から部落重視へ

大規模な町村合併のもとに、市制町村制施行が開始された明治二十二年(一八八九)四月一日、大分県下の町村数は二七九

となった。強行合併前の旧町村は一一三二であったから四分の一以下に減少した。町村制は町村規模を三〇〇〜五〇〇戸内外とし、「独立自治ニ耐」える資力をもつ町村の創設を目標とした。これにより、従来の共同体的町村は廢止され行政町村が成立した。「中央集権体制を根底からささえる」地方体制は、この新町村の上に構築された。

旧町村の名称は「民情ニ背カザル」ように大字として残した。この大字名は必ずしも明治維新期の町村名とは一致しない。

豊後国では、大区小区制下の明治八年三月十三日、すでに町村合併を行なっていた。この時、豊後大分県は一八一八町村から八〇〇町村にまとめられており、非合併町村は三七〇町村にすぎなかったからである。当時、小倉県に属していた豊前国下毛・宇佐両郡では町村合併が行なわれなかったので、中津町域を除けば維新期の町村名が残された。

市制町村制下では「処務便宜上」「土地ノ便宜」により区を設置し、区長・区長代理を置いた。区は大字を単位としたが、大字が広範囲にわたる場合には、これを幾つかに分割してそれぞれに区を置いた。農村部の区は維新期の村を基盤にしたものが多い。

区が部落と呼ばれるようになったのは明治三十年代以降であり、行政用語として使用された。のち、区だけでなく、それを構成する小集落をも部落というようになる。⁽³⁾明治二十年、内閣法律顧問モッセが市制町村制原案の初稿として作成した「自治部落制草案」を命を受けて翻訳した荒川邦蔵が、ドイツ語のゲマインデ(市町村・自治団体)を「部落」と訳した⁽⁴⁾ことにより行政的意味が付加されたといわれる。

明治政府は中央集権国家体制の基盤をなす町村体制強化のため、「部落割拠体制の打破」を図った。一町村一社主義による神社統一や部落有林野の統一は、その現われである。

四十一年の戊申詔書発布を契機として、大規模に展開した地方改良運動は、日清・日露戦争後の増税にともなう行財政負担に耐え得る町村自治体制確立運動であった。また一方では、社会経済の変動により動揺しつつあった地主制を再編強化しようとするものであった。それは、町村事務の監督強化、租税確保のための勤勉貯蓄、町村融和、基本財産の造成、勸業・教育の

振興を図り、町村行財政の基礎を強化する施策となつて現われた。町村基本財産の蓄積により、町村財政をまかなおうとする「不要公課町村」の育成は町村制の理念であり、部落有林野の統一事業は、その最たるものであった。

四十三年十月、農商務・内務省両次官は「公有林野整理開発ノ件」を通牒した。これを受けて、県下で最も早く統一に着手したのは森町（現玖珠町）であった。「森町部落有財産統一林業経営」⁽⁵⁾はこれを克明に伝えている。部落有財産統一の必要は、「部落割抛ノ觀念ヲ除去シ、自治ノ円満ト財政ノ安固トヲ得セシムルハ勿論、必ズヤ町ノ経費ヲ以テ管理区分ヲ確立シ、或ハ開墾予定地ヲ定メ、或ハ造林地、芝草採草地、放牧地等ヲ区画シ、従来部落民ノ受ケツツアリシ利益ハ毫モコレヲ減損スル事ナク、却テ将来多大ノ利便ニ浴セシムル事ヲ得ベシ」という理由からであった。

森町は、森・帆足・岩室・日出生の四大字からなつていた。それぞれ山林・原野を中心とした部落有財産を所有していた。四十五年一月、部落有財産統一委員を選出後、統一整理の趣旨が徹底され、六月大字日出生の全部を皮切りに大正四年（一九一五）二月、実測二二〇〇町歩の統一が終つた。

統一が短期間で成功したのは、条件付きであり、統一条件で町と当時者間に合意が得られたからである。秣や燃料用小柴の無料採取など、日常生活上の慣例を認め、山林原野の一部を部落・個人に無料または有料で貸与するという柔軟性のある条件を定めたのである。大正十年、森町は県より優良町村に選定された。

森町では統一が順調に行なわれたが、他町村では難行したようである。県の説得は長い間続けられる。「部落有林野の存在は、ある面では、部落割抛ノ觀念⁽⁶⁾の温床になり、新しい自治にとつて障害になつたといへ、それを統一することは、農民にとつて大きな打撃であつた」⁽⁷⁾ためである。農民にとつて、部落有林野は肥料・飼料・燃料供給の入会地として生活上必要であつた。当然、統一は遅延した。県下の部落有林野総面積一一万二二〇〇町歩のうち、大正九年までに統一されたのはわずか五八八六町歩にすぎなかつた。それが十年以後急増する。その背景には八年五月の農商務・内務省両次官通牒と九年七月の公有林野官行造林法公布があつた。両次官通牒は、従来の無条件・無償の原則を改め、部落の利益の尊重、部落有地の適度の分

割、住民の産物採取、造林による収益の一部を住民へ分与すること、部落有林野の地上権設定など大幅な条件緩和を行なった。また、公有林野官行造林法は、統一された公有林野に困費で造林し、収益の五割を町村に分与することにより部落有林野の統一の促進を図ったものである。

昭和二年（一九二七）一月七日来県した農林省公有林野統一事務主任遠藤属は、五日間にわたって県内を視察し、県下の公有林野統一は全国でも模範的である。とつぎのように賞讃した。⁽⁸⁾

公有林野整備統一は、各府県を通じ平均六割に対し、本県は四割五分であるが、本県の状況を見ると部落民情に適し、合理の方法を以て進んでいる点において、全国中模範と云ふべきだと思ふ。

大分県下の部落有林野統一は、全国レベルから見れば決して急速には進展していない。しかし、最も早い時期の森町での統一が条件付きで住民との合意の結果であった点は注目に値する。県下では、必ずしも当初から無償・無条件の統一ではなかったことに特色がある。農林省主任遠藤属に同行した大分県林務課の原田技師が語った「従来の方針に従い、遅巧ながら拙速をさけて完全且つ穏和に施行」するという言葉にも、関係住民との話し合いを重視し、条件の一致点を見出そうという方針がうかがわれる。昭和六年初頭、県下の部落有林野統一面積は七割に達した。⁽⁹⁾

第一次世界大戦後の部落有林野統一の進展は、町村基本財産の蓄積を図るとともに、戦中・戦後の木材需要の高まりに対応したものであった。木材需要に対する十分な供給能力の養成は、資本主義の発達にともなう資本家側の要請であった。先に見たように、大正八・九年の農商務・内務省兩次官通牒、公有林野官行造林法公布による統一条件の緩和は、農民の抵抗をやわらげるとともに、資本家の要請に応えたものであった。

しかし、この通牒は部落に対して収益の一部還元、地上権の設定などを認めたため、明治絶対主義官僚の理想とした町村内部落割拠体制打破を否定することとなった。「部落はなお確固たる存在を保持し続けた」⁽¹⁰⁾のである。また、官行造林法は町村公有地に国家が造林し、収益の五割を町村に分与することを定めた。「町村には、もはや部落有林野を統一して、自ら基本財

産を造成し、不要公課町村を作り出す能力がないこと」⁽¹¹⁾を国家が認知したのである。時代の潮流は大きく変わってきた。

大分県の場合、地方改良運動開始当初から、徴税活動や表彰も部落を基本としており、部落を活用して来た。部落割拠体制の解消に意を尽くしながらも、基本的には町村財政の安定による町村事業の推進を目指した地方改良運動であった。そのためには部落の機能を最大限に利用した。とくに大正期から昭和初頭にかけて、戸主会・主婦会・青年団・処女会の活動を活発化し町村治に役立てたが、これら諸団体の支部は、大字または字を中心とした部落を単位としていた。

昭和四年秋に始まった世界恐慌は、わが国経済界を直撃した。特に農村では、明治以来、かつてなかった深刻な大恐慌に襲われ、その惨状は甚だしいものであった。この昭和の大恐慌は部落の地位を大きく変える。昭和七年十月、農林大臣訓令「農山漁村更生計画ニ関スル件」が出され、地方改良運動は終焉を迎える。農山漁村経済更生運動は、①経営の多角化、②自給自足主義、③部落共同体主義、④産業組合主義を柱とするもので、「農村部ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神」を活用した再建運動であった。「自力更生」をスローガンとする恐慌下の経済更生運動は、地縁的な生活共同体である部落の自主的な活動に依存したのである。明治政府の目指した「部落割拠体制打破」の方針は、今や部落重視の方向へ転換された。経済更生運動の中心となった農事実行組合は、ほぼ部落を単位として組織された。

三 選挙粛正運動と部落会

滿州事変に続く五・一五事件以後、政党内閣の時代は終わり、国内体制はしだいにファシズム化が進む。昭和十年（一九三五）「いわゆる『庶政一新』の国家的要請に即応し、選挙にまつわる諸弊害を除き、政界の刷新浄化をはかる」⁽¹²⁾という目的で全国的に選挙粛正運動が展開された。この運動を通じて、部落会・町内会が大きな役割を果たし、その効用が国家や県に認められた。

大分県は、すでに七年から選挙粛正運動を開始しており、「選挙粛正運動ノ創設地」⁽¹³⁾であった。「大分県史」近代篇Ⅳによ

れば、五・一五事件で倒れた犬養内閣のあと成立した齋藤実「挙国一致」内閣のもとで、農相となった県出身の後藤文夫が選挙粛正を提唱したという。齋藤隆夫内務政務次官は粛選による政党排撃に反対であった。また内相の山本達雄も乗り気ではなかった。このような状況のもとで、大分県と島根県だけが運動を開始し、十年以後の選挙粛正運動の先進県、モデル県となるのである。⁽¹⁴⁾

大分県知事田口易之は七年十月五日、大分県庁で選挙粛正懇談会を開き、十月二十二日には第一回大分県選挙粛正委員会を開催した。会長は知事、委員は知事が委嘱した。八年二月一日には小委員会でも町村選挙粛正委員会の設置を決め、市町村長が会長として委員を委嘱する組織を作り上げる。市町村委員会は、候補者推薦の方法から運動員への報酬まで県警察部と協定し、部落会で警官立会の上で協定の厳守を申し合わせて調印した。さらに、部落選挙粛正委員会を設置した。こうして粛選運動は県市町村一部落の系統で組織化され展開する。五月までに県下二三五市町村に粛正委員会が置かれた。⁽¹⁵⁾

岡田啓介内閣の内務大臣となった後藤文夫は昭和十年、選挙粛正運動を全国的に展開する。五月の地方長官会議で、内務省は選挙粛正委員会要綱を発表した。六月には勅令による選挙粛正委員会令が公布された。六月十四日、これにもとづく大分県選挙粛正委員会が設置された。全国で最初であり、運動「先進県」としての成果であった。⁽¹⁶⁾

選挙粛正運動は末端組織である部落を重視し活用した。県は八月九日、総務部長名で「部落懇談会開催ノ件」を通牒した。⁽¹⁷⁾
地第六、六五九号

昭和十年八月九日 大分県総務部長
各市町村長殿

部落懇談会開催ノ件

選挙粛正ノ徹底ヲ期シ憲政更新ノ実ヲ挙クルニ就テハ独リ法ノ厳正ナル運用ニノミ止マラス、一般民衆ノ自覚自省ヲ促シ公正ナル選挙観念ノ普及ニ努ムルハ現下極メテ緊要ノ事ト存候ニ付、市町村選挙粛正委員会ニ於テ夫々地方ノ実情ニ即

シ、適切ナル選挙肅正上ノ実行事項ヲ申合セ、各部落毎ニ懇談会ヲ開催シ之カ履行ヲ勸奨スルハ本運動上多大ノ効果可有之被存候条、左記事項参照ノ上、可然措置相成度、依命此段及通牒候也

記

一、市町村選挙肅正委員会ニ於テ決定シ、各部落懇談会ニ於テ実行ヲ申合ヘキ事項ノ一例別記ノ通ニ付、参照セラレタシ
二、部落懇談会ハ選挙肅正講演会終了後、可成速ニ開催スル様手配セラレタシ

三、県議員総選挙ヲ目標トスル肅正運動ハ八月末日迄了セララル様致度、右ハ名ヲ肅正運動ニ藉リテ選挙運動ヲ為シ、他人ノ適法ナル選挙運動ヲ妨害スル等ノ弊害ヲ生スルカ如キコトナキヲ期スルノ趣旨ニ出テタルモノニ付、了承セラレタシ

四、部落懇談会ニハ可成貴職自ラ出席シ、選挙肅正ノ主旨普及徹底ニ努メラレタシ、支障アル場合ニ於テハ吏員ヲ代理セシメラルルハ已ヲ得サルモ、如上ノ主旨ノ徹底ニ付テハ万遺憾ナキヲ期セラレタシ

五、申合事項並ニ部落懇談会開催ニ関スル事項ニ付テハ、別記様式ニ依リ全部終了後五日以内ニ報告セラレタシ
別記

部落懇談会状況調(省略)

申合

立憲ノ本義ニ鑑ミ、選挙ノ肅正ヲ図リ、直ニ公正自由ナル選挙ノ実現ヲ期スル為、左記条項ヲ固ク遵守シ、相共ニ策勵シ、聊モ違背セサルコトヲ誓フ

一、戸別訪問ヲ為シ又ハ受ケサルコト

二、投票ノ買収、饗応、利益ノ供与ヲ絶対排撃スルコト

三、情実ニ依ル投票ヲ為ササルコト

四、公正ナル選挙ノ趣旨ニ反スルカ如キ会合打合等ヲ為シ、又ハ出席セサルコト

五、公正ナル選挙運動ヲ妨ケサルコト

六、投票日ハ国旗ヲ掲揚スルコト

七、九月二十五日午前何時ヲ期シ、サイレン、梵鐘等ヲ鳴ラシ、投票開始時刻ヲ一般ニ周知セシムルコト

八、棄権セサルコト

九、……………

昭和十年八月 日

何市町村大字何々民一同

この通牒は九月の県議選を前にして出されたものである。「選挙粛正運動ノ創設地」である大分県では、部落活用の方角を明確に打ち出しており、申し合わせ事項のサンプルまで準備している。粛選による部落会の組織強化は、前に見たように、県下では昭和八年段階で確立していた。

八月十三日には、知事田口易之が、大分県訓令第一七号⁽¹⁸⁾で選挙粛正の徹底を市町村・小学校・中等学校・青年学校あてに指令する。その中で田口は「我カ帝国憲法ノ尊嚴ナル所以ヲ明ニシ、一票報国ノ情操ヲ養ヒ、上下相率キテ、公明厳正ナル選挙ヲ行ヒ、苟モ一人ノ選挙違反者ヲ出スカ如キハ、一村一郷ノ最大恥辱タルコトヲ確認セサルヘカラス。殊ニ本県ハ他府県ニ率先シテ選挙粛正ヲ唱導シ、今ヤ全国的ニ其ノ運動ヲ見ルニ至レリ。宜シク举県一致相戒メ相励シ、往日ノ声誉ヲ失墜セサラムコトヲ期シ、以テ健全ナル立憲政治ノ発達ニ寄与セラレンコトヲ望ム」と、述べた。九月の県会議員選挙と十一年二月の衆議院議員選挙に対処する訓令であつた。

これを受けて同日、学務部長が「選挙粛正徹底方ニ関スル件」⁽¹⁹⁾を通牒する。この通牒は指導要項としてつぎの二項を掲げた。

1、我国体ノ本義ヲ明ニシ之カ信念ノ確立を図ルコト

2、公民教育ノ徹底、立憲政法竝ニ地方自治ニ関スル知識及徳性ノ涵養ニ意ヲ用フルコト

さらに一〇項にわたる実施方法を示した。

1、訓令の趣旨徹底ノ為教育教化関係者特ニ社会教育委員ノ活動ヲ促スコト

2、各市町村ニ部落常会ヲ設ケ、全部落民ニ対シ選挙肅正ニ関スル指導ヲ為スコト

3、官公衙、学校、団体等ニ於テハ其ノ職員其ノ他有権者ニ対シ、選挙当日、投票ニ関スル便宜ヲ図ルコト

4、棄権ノ防止ニ留意スルコト

5、講演、講習、印刷物、映画、ラジオ等ハ単ニ形式ニ止メス、地方ノ事情ヲ考慮シテ適當ノ利用施設ヲ講シ、選挙ニ対スル正シキ觀念ノ普及ニ資スルコト

6、県ヨリ配布ノ「尊い一票」「この一票」ポスター等ノ利用普及ヲ講スルコト

7、選挙肅正ニ関係アル各方面ト連絡提携シ、宣誓、申合、行事等ヲ適宜実施シ、本趣旨ノ貫徹ニ努ムルコト

8、各学校ノ生徒児童ニ対シテハ此ノ際、大日本帝国憲法ノ特異性及選挙ノ大切ナルコトヲ講話スルコト

9、神職会並宗教団体等ニ於テモ本運動ニ協力シ訓令ノ徹底ヲ期スルコト

10、本件ハ教育教化ノ運動トシテ之ヲ行フモノナルヲ以テ、其ノ領域ヲ出テサル様特ニ留意スルコト

指導要項にあるように、選挙肅正運動の目的は選挙違反をなくすだけでなく、国体明徴運動をも目指していた。政党活動の無力化を図るものであり、その理念は翼賛選挙に通ずるものであった。²⁰この通牒は部落常会の設置を指示しており、のちの部落会・町内会常会の原型となる、とみてよからう。本県では、都市部においても肅選運動下では部落会と称しており、町内会の名称が使用され始めるのは、国民精神総動員運動以降である。

十一年に入ると一月十日から一〇日間にわたって、全県一斉の選挙肅正部落懇談会が延べ二二五六回も開催された。⁽²¹⁾

この選挙粛正運動を通して「部落と町村との連繋が強化され、その後部落は行政部面においても町村の事実上の下級組織としての地位を確保し、各種の行政的活動を積極的に担当するようになった」⁽²²⁾のである。

四 隣保班の組織化

昭和十二年（一九三七）七月六日、日中全面戦争が開始された。政府は戦争遂行のため地方制度の改編を図ることとし、八月二日、国策遂行に適した地方制度確立の諮問機関として内務省に地方制度調査会を設置した。

八月二十四日、政府は国民精神総動員実施要綱を閣議決定、九日内閣訓令を全国に出す。「挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ、今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為、官民一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス」という趣旨であった。国民精神総動員運動の実施機関は、中央では情報委員会・内務省・文部省ヲ計画主務庁とし各省総掛りでの実施に当たり、中央に有力な外郭団体を設けた（十月十二日、国民精神総動員中央連盟結成）。道府県では、地方長官を中心とし、官民合同の地方実行委員会を組織すること、市町村では市町村長が中心となり、各種団体を総合的に総動員し、部落・町内または職場を単位としてその実行に当たることとした。大分県では九月二十五日、大分県国民精神総動員実行委員会規程が告示され、会長に粟屋仙吉知事が就任した。⁽²³⁾

十月十二日、県は市町村長・中等学校長・青年学校長・小学校長あて「勤労報国運動ニ関スル件」を通牒する。⁽²⁴⁾通牒は国民精神総動員実施にともなう具体的実践の一つとして、銃後対策に万全を期し、生産力の保持拡充のため勤労奉仕運動を活発化しようとするもので、勤労報国運動要綱を定めたものであった。この中で勤労奉仕の実をあげるため、①各市町村に市町村長・学校長を中心として各種団体代表者および有力者からなる勤労奉仕部を設け、市町村銃後後援会と連絡を保ち奉仕活動を統制すること、②区または農事小組合その他部落団体の地域ごとに、部落団体幹部を中心として勤労奉仕班を設けること、また必要に応じて壮年部・青年部・少年部・婦人部を置くこと、③勤労奉仕班は部落単位を本則とするが、学校児童・生徒・青年

団員・婦人会員等で勤勞奉仕班を特設することや、中等学校・都市小学校・青年学校では「日・土曜奉仕班」を設け奉仕運動に参加することなど臨機の奉仕ができるよう計画することなどが指示された。さらに、別記「勤勞奉仕部及勤勞奉仕班ノ活動要領」が示された。

〔別記〕

勤勞奉仕部及勤勞奉仕班ノ活動要領

一、勤勞奉仕部

市町村ニ於ケル勤勞奉仕ハ左ニ依リ活動スルコト

(一) 各部落ニ勤勞奉仕班ヲ設ケ其ノ計画樹立ノ指導ニ努ムルコト

(二) 各部落ニ於ケル応召農山漁家経営ノ実情ヲ精査シ経営方針確立ノ指導ニ努ムルコト

(三) 各部落勤勞奉仕班ノ連絡統制ヲ図リ必要ニ応ジ臨機ノ処置ヲ為スコト

(四) 隣接市町村ノ勤勞奉仕部ト連繫ヲ保チ必要アル場合ニ於テハ市町村間ノ相互援助ヲナスコト

(五) 其ノ他本運動上必要ナル事項ニ関シ機宜ノ対策ヲ講ズルコト

二、勤勞奉仕班

部落ニ於ケル勤勞奉仕班ハ地方事情ニ依リ具体的計画ヲ異ニスト雖モ概ネ左ニ依リ勤勞奉仕部ノ統制下ニ於テ活動スルコト

(一) 勤勞報國運動ノ本旨ヲ体シ規律ヲ重シ質実剛健ヲ旨トシ形式ニ流レス精神的団結ヲ鞏固ニシ其ノ実効ヲ挙クルニ努ムルコト

(二) 生産拡充ニ関シテハ既往ニ於ケル計画実行ノ進捗状況ヲ検討シ対策ヲ樹テ其ノ実効確保ノ為協同事業ノ進展ヲ図ルヘク計画ノコト

(三) 応召農山漁家ノ実情ヲ調査シ農林漁業経営ニ支障ナカラシメ生活安定ヲ図ルヘク経営方針ヲ定メ主要作業別勞力配給計画ヲ樹ツルコト

(四) 経営中心者ヲ欠ク場合ハ経営計画実行ニ付世話係ヲ置キ又現状維持至難ナルトキハ共同耕作地管理等特殊ナル方法ヲ講スルコト

(五) 共同耕作ハ努メテ部落共同収益地トシ其ノ収益ヲ積立テ後援施設ノ充実に期スルコト

(六) 食糧、飼料其ノ他必要ナル物質ノ供出アル場合ハ其ノ他団体ノ計画ニ則チ迅速且ツ適切ニ供出シ得ル様協力スルコト

(七) 応召農山漁家ノ授産業ニ関シテモ必要ニ応シ之ニ参加シ其ノ収益ヲ与フルコト

(八) 勤勞奉仕班ノ活動ニ伴ヒ応召農山漁家ニ諸種ノ負担ヲ為サシムルガ如キ行為ハ絶対ニ之ヲ排除スルコト

(九) 勤勞奉仕班活動ノ為経費ヲ要スル場合ト雖努メテ之ヲ節約ヲ図リ已ムヲ得サルモノニ付テハ他ノ諸会合ニ要スル経費ノ節約現物奉仕又ハ寄附金、共同収益施設ノ収益等ニ依リ適當ニ処置スルコト

(十) 学校児童生徒ハ学業ニ妨ケナキ程度ニ於テ本運動ニ参加スルヲ本則トスルコト

これは部落団体の「固有ノ美風タル隣保共助ノ精神」を利用して「勤勞報國」の効果を高めようとしたものである。今や、部落は国民精神総動員運動の実行単位として、最も重視されるに至つた。

部落はいくつかの組(カドウチや講組²⁵葬式組など)で構成される。この組は生活に最も密着した隣保共助の単位であつた。県や政府は、精動運動を進める上でさらに、近世以来の五人組・十人組の伝統を持つ最小の隣保共助組織を国策浸透の最末端組織として活用するため隣保班の組織化にのり出す。

全国町村長会の「町村自治制度改革ニ関スル意見」(昭和十二年七月政務調査会調査、同十三年六月理事会再調)によれば、町村の「内部機構ニ関スル事項」中で五人組制度を法制化し、これを住民の隣保共同生活の基本体とするとともに、町村

行政の総合的補助機関とすることをあげている。その内容はつぎのとおりである。

組織

イ 五人組ハ隣保五戸乃至二十戸ヲ標準トシ組合員ノ互選ニ依リテ各伍ニ伍長ヲ置クコト

ロ 区（部落）ヲ区域トスル五人組ノ連合ヲ認メ共通事項ヲ協同処理セシムルコト

ハ 五人組ハ第一次ニ於テ区长之ヲ統制シ第二次ニ於テ町村長之ヲ統制スルコト

機能

五人組ニ於テ処理スベキ事項ノ概目左ノ如シ

イ 家業及家政上ノ相互援助ニ関スルコト

ロ 社交（生活改善）ニ関スルコト

ハ 公法上又ハ私法上ノ各種義務ノ連帯保障ニ関スルコト

ニ 治安維持ニ関スルコト

ホ 保健衛生ニ関スルコト

ヘ 産業ノ指導統制ニ関スルコト

ト 社会教化ニ関スルコト

チ 救恤ニ関スルコト

全国町村長会の五人組制度法制化意見は、明治維新以来制度からはずされた隣保共助の五人組を再び地方最末端の組織として制度化し、経済更生運動の立場から活用する意図であったと見られる。

十三年二月四日県会議事堂で開かれた大分県市町村長会議で、粟屋仙吉知事は戦時体制下の県民銃後の護りを強化する訓示を行なった。その中で、市町村常会・部落会・区（町）内会常会等の決定事項や「政府の方針」「県の施設」が直ちに全県民

に徹底し、市町村民の「希望は直ちに県に達」する体制を整える必要性を述べ、初めて隣保班編成の構想を明らかにした。⁽²⁶⁾

市町村の振興は国家の興隆、国力充実の基本であります。殊に長期に亘る事変下に於ては各般の施設に新たな検討を加へ、積極的に之が刷新改善の実を挙げ、戦時体制下に相応しき郷土を建設せねばなりません。(中略)自治教育、産業其他各種機関団体等常に緊密なる連絡をとり、各般の施設亦有機的に運用せられ、相依り相扶けて其の機能を遺憾なく發揮することが極めて肝要であり、県に於ては之が為に国民精神総動員運動を機会として特に市町村常会、部落、区若は町内常会等の開催を慫慂し、又郡市単位の各種機関団体等の連絡を一層緊密ならしむることに力を致しつつあり、(中略)而して国民精神総動員運動を真に各家庭にまで滲透せしめ、部落会等に於て決定せられたる各種実行事項の徹底を期し、隣保相扶の美風を顕現する為には更に五戸乃至十戸を以て実行班を作ること極めて肝要と存するのであります。此の組織は現に県下に於ても実施し、良好なる成果を挙げつつある所もあり、昔は五人組として此の種の制度が生活、産業、教化、防犯等各方面に亘り、至大の効果を収めたのであります。近時防空に於ても焼夷弾投下等の場合に於ては、特に此の種の組織に依る相互援助を必要とするのでありまして、私は此の組織をも今後特に普及發達せしめたいと存じて居り、名称は未だに熟したものがありませんが隣保班と致したら如何かと存じて居る次第であります。各位は之等各種常会並隣保班の趣旨を克く諒せられ、戦時体制下に相応しき郡市町村の組織を充実せられて、自治、教育、産業其他行政各般の円滑なる運用に格段の力を致され、市町村の全一的發展と国民精神総動員運動の徹底に遺憾なきを期せられないのであります。

隣保班の名称は神戸市港区で初めて用いられ隣組の名称は東京市で生まれたといふ⁽²⁷⁾。のち、隣保班は官庁用語として定着する。訓示で示された効果をあげている実行班(隣保班)が、県下のどの地方かは不明である。従来からあるカドウチや講組などの近隣組の活動を指していることに間違いはなからう。防空を特にあげているのは、航空機の發達した近代戦では空襲が想定され、特に都市部での団結を呼びかけたものである。

県下市町村長会議から二か月後の四月五日、大分県は管下市町村長あてに「隣保班ノ組織活動ニ関スル件」を通牒した。⁽²⁸⁾隣

保班は部落会（区・町内会）の構成単位として組織されることになる。

地第二、九四八号

昭和十三年四月五日

三二

各市町村長殿

隣保班ノ組織活動ニ関スル件

時局ニ鑑ミ挙国一致体制ノ強化徹底ニ資スル為左記要項ニ依リ県下全市町村内ニ最下級ノ実行単位トシテ隣保班ヲ組織シ部落（区又ハ町内）常会等ノ運用ト相俟チテ政府ノ方針、県ノ施設其ノ他市町村ノ自治、教化、産業、保健、防空、防火等各般ノ実行事項ヲ各家庭ニマデ徹底セシムルト共ニ併セテ古來伝承シ来レル隣保相扶ノ美風ヲ一層顕現セシメ度候奈貴管内ノ実情ニ稽ヘ適切ナル指導誘掖ニ依リ之ガ組織活動ノ促進ニ格段ノ御配慮ヲ致サレ度此段依命及通牒候也

追テ本施設ハ我現下ノ時局ニ鑑ミ将又自治制發布五十年記念式典挙行ニ対応シ可成速ニ組織ヲ完了シ其ノ実效ヲ挙クル様致度特ニ御配慮相煩度尚組織完了ノ上ハ其班総数並各班毎ニ其戸数御報告相成度若シ四月末日迄ニ組織完了セラレサル場合ニ於テハ不取敢同日現在ノ実情御報告相成度

隣保班組織活動要項

一、組織

(一) 隣保班ハ地方ノ実情ニ応シ相隣接スル五戸乃至二十戸位（十戸以内カ実行力大）ヲ以テ組織スルコト但シ從來ノ講

大分県総務部長
大分県学務部長
大分県経済部長
大分県警察部長

組其他之ニ準スル小団体ヲ適宜改組強化スルモ可ナルコト

(二) 隣保班ニ世話係ヲ置キ班員間ノ連絡ヲ密ニシテ実行事項ノ徹底ヲ図ルコト

二、活 動

隣保班ハ市町村内ニ於ケル最下級ノ実行單位ニシテ常ニ密接ナル連絡ト隔意ナキ交誼トニヨリ鞏固ナル團結ヲ為シ左記ノ如ク生活各般ニ亘リ隣保相扶ノ実ヲ挙ゲル様努ムルコト

- (1) 冠婚葬祭其他生活ノ改善ニ力ヲ致スト共ニ相互之カ手伝ニ遺憾ナカラシムルコト
- (2) 各種扶助救済、職業斡旋、負債整理其他身上ニ関スル相談援助ニ協力スルコト
- (3) 作業ノ手伝共同化等ニ努メ生産力ノ保持拡充其ノ他産業ノ振興ニ力ヲ致スコト
- (4) 防空、防火其他非常ノ場合ニ於ケル相互援助ノ準備訓練等ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- (5) 公租公課完納、選挙肅正、常会出席其他公民的生活ノ向上ニ相率キテ力ヲ致スコト
- (6) 市町村更生振興計画其他常会等ニ於ケル決定事項ニ付相互協力之カ实效ヲ挙クル様努ムルコト

県下での対応は大分市が最も早かった。四月二十二日、市は各小学校校長を招集し、隣保班の組織方法を示し、小学校区ごとに校長と区長たちを中心に組織会議を持つこととした。四月中には組織作りが完了した。農村部では、講組やこれに準じた小団体を改組できるとされたので、比較的円滑に組織化が進んだようである。別府市や鶴崎町(大分市)など市街地を最後に、十四年八月県下各市町村の隣保班編成が完了した。北海道郡日代村(津久見市)は隣保班の活動状況について「昭和十三年日代村事務報告」でつぎのように記した。²⁹⁾

本村ハ経済更生実施第四次ニ属シ、(中略)各部落ニ建設予定ノ集積倉庫ハ目下起工中ニテ、(中略)一般家庭ノ経済更生ノ速進ヲ期スルタメ村内二十六組ノ隣保班ヲ組織シ大イニ活動シツツアリ。

日代村での隣保班は、経済更生運動中心の活動をしていることが明らかにされている。十四年には月一回の常会を実施し

て、互に研究を重ね更生運動を進めているから、初期の隣保班活動の中心は、都市部の防空演習に対して、農村部は経済更生運動の継承という地域差が見られる。

十三年十一月八日付け『大分新聞』「評壇」は隣保班についてつぎのように論評した。

徳川時代の五人組を真似た隣保班組織は県下でも近ごろ一つの流行をなし、常会は農事小組合単位で開かれてゐる。そして総動員関係の通達や総合指導などこれに向かつてゐる。(中略)農村にこうした機関や組織を必要とするのは民度が低いからだ。世の中の動きや官庁・公共団体の仕事を理解させる手立てがない。そこでお上の意志を下に通ずる組織や機関が必要となり、(中略)ありていに云ってこんな農村のお百姓を指導するような指導をされるのでは迷惑だ。

大分市の総動員運動方法の一つである隣保班制度を「農村の真似ごと」と決めつけ、市民各自は時局の重大性を認識して報国の誠を捧げているのだから、県庁・市役所の鞭は不要であるとした。民度の違いは、経済力の差から来るもので、農村では新聞を講読している家が非常に少なく、社会情勢を認識する手段がないことをその一例として指摘した。

大分市では十一月四日、国民精神総動員実践網を確立した。実践の単位を隣保班とし、これに常会を設置してあらゆる実行問題を解決し実行を企図した。「全市を挙げて隣保生活の延長たらしめ、一円融合生々発展の郷土を建設し自治運営の根本」をねらったものであった。八日付け『大分新聞』「評壇」は、この動きに対する批判であった。まだ国家・県の方針を批判できる余地はあったのである。

十四年五月には、県下の隣保班が「中央方面で有名」⁽³¹⁾となり、特に大分市は十一月、国民精神総動員中央連盟本部菊池武夫理事以下四名の視察を受け、「大分市の区内会・隣保班は日本一」の折紙をつけられた。⁽³²⁾精動中央連盟は十三年三月、実践網(部落会・町内会・隣保班)に関する調査委員会を設置した。四月五日、隣保班の設置を通牒した大分県は「先進県」であった。全国の実践網は、十四年十月末、市部で八一・三割、郡部で八一・三割に達した。⁽³³⁾

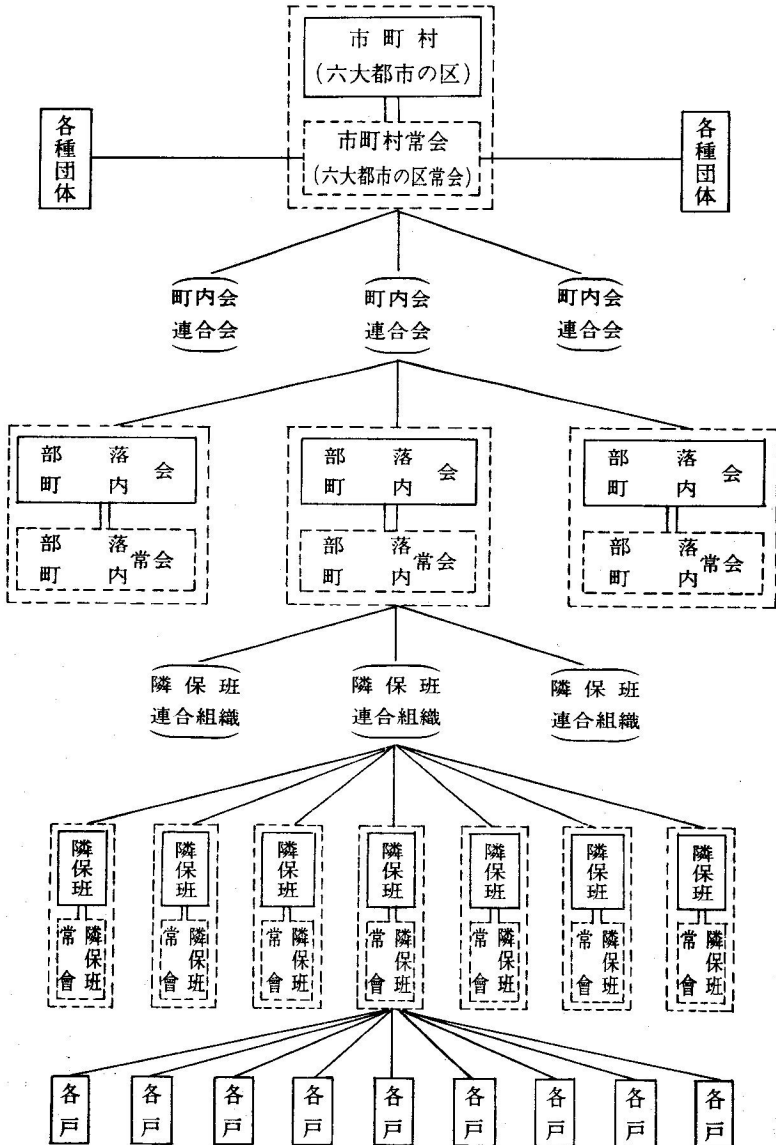
昭和十五年九月十一日、内務省訓令「部落会町内会等整備要領」が出され、全国的に統一された部落会・町内会・隣保班制度

が制定された。大分県では二十一日、県知事名で市町村に訓令した。その目的は翼賛新体制の下で、①隣保団結の精神に基き、市町村民の組織結合し、「万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務」を遂行させること、②国民の道德的錬成と精神的団結を図る基礎組織とすること、③国策を広く国民に「透徹セシムル」とともに、民意の「暢達」を図り国政の円滑な運用に資すること、④国民生活の地域的統制単位として、統制経済の運用と国民生活の安定上必要な機能を發揮させること、とした。この整備要項は、部落会・町内会を「国民の精神的団結を強化する国民運動の实践的認識としての一面と、総力戦を闘い抜くための時局行政遂行の補完的組織としての一面を総合的」にねらったものであった。⁽³⁴⁾部落会・町内会の下に一〇戸内外の隣保班を編成し、それぞれ常会を設けることを義務づけた。さらに市町村に常会を置き、市町村行政の各事項を協議し、その総合的運営を図ることを規定した。

市町村常会は大分市が創始した。大分市はすでに十三年七月常会を設置していた。過去三か年にわたる実績が認められ、「その成績は日本一とうたわれ、遂に翼賛会の下部組織として採用され華々しく新体制下に登場し、十月十三日には内閣情報部の写真画報に、新体制の土台石、大分市常会として掲載され、常会県大分としての名をなさしめた」のである。⁽³⁵⁾初めは内務省に認められ、同省の宣伝により東京市を中心に全国へ広まったという。十五年だけで内務省・大蔵省・文部省・東京市をはじめ、道府県や県内外の市町村からの視察が七二回にのぼった。大分県・大分市は内務省に忠実であっただけでなく、その政策の先取りを行っていたのである。むしろ内務省が参考にしたのである。

十五年九月二十一日の「整備要領」訓令と同時に、県は「部落会・町内会等ノ整備ニ関スル件依命通牒」を發した。これは前記訓令に関連して、部落会・町内会の再編成と施行方針を示したものであった。部落会常会・町内会常会、隣保班の区域・構成・運営の再検討を行ない、部落内に多数存在する各種団体の区域・幹部の同一化を指示した。部落会長・町内会長は同時に行政区長・農事実行組合長等を兼務し、部落・町内を代表する有志を選任すること、隣保班では班員間で事務を分担し班長の活動に積極的に協力することを強調した。農村部での部落会は、農業団体として、市町村の下部行政組織とする。部落農業

部落会町内会等組織体系図



(兒山忠一・播磨重男「部落会町内会等の組織と其の運営」による)

町内会部落会等整備状況

昭和十八年9月1日現在

| 区分 | 市町村数 | 町内 連合 会 数 | 町内会部落会数 | | | 一町内 会 数 平均 戸数 | 隣保班数 | 一隣保 班 数 平均 戸数 | |
|----|------|--------------------|---------|--------|---------|---------------------------|-------|---------------------------|------|
| | | | 町内会 | 部落会 | 計 | | | | |
| 市 | 大分県 | 5 | 55 | 478 | — | 478 | 109.1 | 3,876 | 13.5 |
| 部 | 全 国 | 206 | 2,845 | 43,534 | 593 | 44,127 | 138.5 | 590,515 | 10.3 |
| 郡 | 大分県 | 214 | 104 | 234 | 3,136 | 3,370 | 46.2 | 12,075 | 12.9 |
| 部 | 全 国 | 10,507 | 4,861 | 27,677 | 144,682 | 172,359 | 49.4 | 766,180 | 11.1 |
| 計 | 大分県 | 219 | 159 | 712 | 3,136 | 3,848 | 54.0 | 15,951 | 13.0 |
| | 全 国 | 10,713 | 7,706 | 71,211 | 145,275 | 216,486 | 67.6 | 1,356,695 | 10.7 |

(内務省地方局総務課『町内会部落会等整備状況調』より作成)

団体は農家の自主的団体として、部落内の農業経済の実行組織と規定した。

昭和十八年、市制・町村制の改正が行なわれ、部落会・町内会は市町村行政の末端機関として法制化される。九月一日現在、県下市町村数は二二九、町内会・部落会連合数一五九、町内会数七一二、部落会数三二三六であった。一町内会・部落会平均戸数は市部で一〇九、郡部は四六戸であり、都市と郡部の差が大きい。隣保班総数は一万五九五一で、一隣保班あたり戸数は市部一三・五、郡部で一・二・九戸であり市郡の差はほとんどない。⁽³⁶⁾

市制・町村制の改正にともない、都市部では従来の区制を廃止して町内会制に一本化する。大分市では、これまでは区単位の町内会であり、区長が町内会長を兼務していた。町内会名もすべて地名を冠することにした。十八年十二月二十二日、大分市は一三六区を一七町内会に統廃合し、新町内会長・同副会長を選任した。決戦下の町内会長には「指導力」のある人物を選抜し、元・現市会議員や元中学校長・元警察署長・元陸軍病院長・医学博士などの地域有力者を任命した。

市制・町村制の改正によって、部落会・町内会は政府―都道府県知事―区市町村長―部落会・町内会という系統で中央集権体制の中に組み込まれた。部落会・町内会・隣保班は物資配給・防空演習・貯蓄や公債の割当てと消化、廃品や金属回収、戦勝祈願・出征兵士見送り・奉仕作業等の実行事項を行ない、隣保班では班員による常会を月一回以上行ない上意下達がなされた。日常の伝達事項は回覧板によって各戸に通知され「一億一心」で戦争への協力を強制された。この体制

三八
は、終戦後の二十二年一月、内務省訓令「部落会・町内会等整備要領」の廃止による戦時下の組織解体まで存続した。⁽³⁷⁾

五 おわりに

明治中央集権国家を根底からささえる地方体制は、市制町村制による町村であった。独立自治に耐え得る町村は、旧来の町村を合併することにより創設された。旧村を中心とする部落割拠体制の打破は大きな課題であった。その一つの方策としての部落有林野の統一は、部落割拠の観念を除去し、町村治の円満と財政を安定させる政策であった。

政府は村内統一に力を注いだ一方で、生活共同体としての部落の伝統的な隣保共助の精神を最大限に利用した。徴税事務や労役提供(公役)などはその代表的なものである。統一の障害にならない部門では部落内の自治を活用したのである。日清・日露戦争以後の戦争と日本資本主義の発達にともなう行財政事務の拡大は地方に転嫁された。国政委任事務の増大は部落段階まで降りてきた。

昭和恐慌で展開した農村経済更生運動は、自力更生をスローガンとした。部落のもつ隣保共助の精神を活用し、その自主的な活動に依存したのである。部落重視への方向転換はここでなされた。

一方では満州事変や五・一五事件以後、国内体制はしだいにファシズム化していく。昭和十年、全国的に展開した粛選運動は部落会・町内会が国家にとって大きな役割を果たし、その効果が認められた。この運動によって部落は市町村の「事実上の下級組織としての地位」を確立した。

県下では、すでに七年から全国にさきがけて粛選運動が進展していた。十年段階ではモデル県となっていた。日中戦争開始に対処した国民精神総動員運動下で、県下の部落会・町内会・隣保班がいち早く整備され、全国の模範とされたのは粛選運動の成果を引きついだものと見てよからう。県が隣保班設置を命じたのは十三年四月であった。地方制度調査会が農村自治制度改正に関する答申を行なったのが十月であり、その中には「町村各種団体に対する調整機能を認めることや部落会を公認する

(38) ことが含まれていた」が政府案までには固まらなかった。部落会については、昭和十五年九月にようやく「部落会・町内会等整備要領」として内務省から訓令された。瀨瀬知事が「内務省が本県の実情を例にとりて居る、(中略)地方に対する内務省の働きかけが数年以上おくれて居る」と豪語できたのも、粛選運動以来の県下の運動状況を背景としていたからである。戦後、GHQにより戦時下のファシズム体制の末端組織を形成した部落会・町内会・隣保班は解体された。しかし、地縁的生活共同体としての部落会・町内会・隣保班は、自治会・組などと名称を変えて残るのである。国策実行のためではなく、住民の生活上から、また市町村自治体の事務処理上からも必要欠くべからざるものであるからである。

注 (1) 『豊州新報』昭和十五年十月二十二・二十三日号

(2) 中津は明治二十一年七月十二日、萱津村・金谷村と六一町を合わせて中津町と改称した。

(3) 大塚民俗学会『日本民俗事典』(弘文堂 昭和四十七年)

(4) 亀井川浩『明治地方制度成立史』(巖南堂書店 昭和四十二年)

(5) 『模範町村一件』(明治四十三年)大正十三年 大分県立大分図書館蔵

(6) 大蔵会『内務省史』第二卷(原書房 昭和五十五年)

(7) 『大分県農林誌』(世界之九州社 昭和四年)

(8) 『大分新聞』昭和二年一月十六日号

(9) 同前 昭和六年二月三日号

(10) 佐久間強『戦後自治史』I(自治大学校 昭和三十五年)

(11) 池辺敬司『町村合併と公有林野』(島蒸彦『町村合併と農村の変貌』有斐閣 昭和三十三年)

(12) (10)に同じ

(13) 『大分県報』昭和十年七月五日号

(14) (15) (16) 『大分県史』近代篇IV(大分県 昭和六十三年)

- (17) 『大分県報』昭和十年八月九日号
- (18) (19) 同前 昭和十年八月十三日号
- (20) (21) (14) 同前
- (22) (10) 同前
- (23) 『大分県報』昭和十二年九月二十五日号
- (24) 同前 昭和十二年十月十二日号
- (25) 『農村自治制度改正に関する資料』（貴族院調査課 昭和十四年）
- (26) 『豊州新報』昭和十三年二月五日号
- (27) 『大分新聞』昭和十六年十月二十九日号
- (28) 『大分県報』昭和十三年四月五日号
- (29) 『日代村事務報告』（津久見市蔵）
- (30) 『大分新聞』昭和十三年十一月六日号
- (31) 『豊州新報』昭和十四年五月三十日号
- (32) 同前 昭和十四年十一月十九日号
- (33) 『講座日本歴史』10 近代4（東京大学出版会 昭和六十年）
- (34) (6) 同前
- (35) 『豊州新報』昭和十六年一月十六日号
- (36) 『昭和十八年九月一日現在町内会部落会等整備状況調』（内務省地方局総務課 米軍押収「旧陸海軍関係文書」 国会図書館蔵）
- (37) (38) (6) 同前